

令和4年度熊本市競輪事業会計予算

令和4年度熊本市の競輪事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,288,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為を
することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限
度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 競輪事業収入		11,300,000
	10 競輪事業収入	11,300,000
15 使用料及び手数料		24
	10 使用料	24
20 財産収入		82,242
	10 財産運用収入	2,242
	20 財産売払収入	80,000
25 繰入金		935,351
	10 基金繰入金	935,351
30 繰越金		200,000
	10 繰越金	200,000
40 諸収入		1,770,772
	20 雑入	22,511
	30 受託事業収入	1,748,261
50 市債		1,000,000
	10 市債	1,000,000
歳 入 合 計		15,288,389

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
建物改修等工事	令和5年度	1,680,000
バンクその他整備工事	令和5年度	630,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
競輪場施設再建整備事業	1,000,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還することがあ る。
計	1,000,000			